

第4期福祉保健活動拠点指定管理者申請要項等の改定内容について

1 職員配置基準について（申請要項3ページ）

現 行	①業務に従事する職員を常勤換算で1名以上配置する。 ②職員のうち1名を管理運営責任者に定める。
第4期 申請要項等	①業務に従事する職員として常勤1名以上を配置し、必要に応じて非常勤職員を配置する。 ②管理運営責任者として常勤1名を配置する。管理運営責任者は、業務に従事する職員が兼務するものとするが、指定管理者となる団体に所属する職員が拠点の管理運営責任者を兼務することも可とする。
理 由	実態を考慮しつつ、横浜市として求める職員配置基準を明記するため

2 常勤職員の不在における人件費戻入の考え方について（申請要項3ページ）

現 行	職員の不在における指定管理料の返還は求めない。
第4期 申請要項等	①業務に従事する職員（常勤職員）にやむを得ず欠員が生じた場合は、欠員期間に応じて指定管理料の返還を求める。 ①連続して30日を超えて不在となる場合は、31日目以降を欠員として扱う。ただし、年次有給休暇による長期不在は対象外とする。
理 由	職員配置基準に基づく人員体制で業務を実施することを前提に指定管理者として選定しているため

3 指定額（修繕費）の変更について（申請関係資料 様式3）

現 行	小破修繕費は、指定額として年間合計15万円を配付する。
第4期 申請要項等	小破修繕費は、指定額として年間合計30万円を配付する。
理 由	各施設の開所から年数が経過し、小破修繕の件数が増加しているため